

[事案 2023-241] 入院給付金等支払請求

・令和6年4月24日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年11月に膵臓がんと診断され、同年12月に入院したため、令和2年1月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)告知時、募集人から「病気を患っていないか。薬は飲んでいないか」と聞かれたので、「糖尿病を患い、薬を飲んでいる」と答えたが、それを聞いた募集人から具体的な質問はなかった。告知については、募集人の口頭での質問に自分が答え、それを聞いた募集人がタブレットを操作して告知を入力する、という手順で行われたが、当然、糖尿病の薬を飲んでいることは告知書に入力されていると考えていた。
- (2)募集人との面談に同席していた夫も、募集人から告知の重要性について説明を受けておらず、告知義務違反があった場合には契約が無効になったり、給付金の支払いが受けられないことは知らなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)病院の診断書によると、申立人は、平成27年1月から令和元年11月までの間、糖尿病と高血圧により医師の診察を受け、投薬治療を受けており、この事実は告知事項に該当するため、正しく告知いただく必要があった。正しく告知いただいた場合、当社は、本契約を引き受けることはできなかった。
- (2)申立人は、告知前1か月以内にも同病院を受診していたことから、告知をすることは可能な状況であった。
- (3)募集人は、告知の際、申立人から、糖尿病に関する申出や相談は受けておらず、告知義務や正しく告知しなかった場合については注意喚起情報を用いて説明しており、申立人が、糖尿病に関する不告知が契約に影響することを理解していなかったとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人夫（申立人は体調不良）および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。